

いちほら推し活制度協力店募集要領

1 制度の概要

この制度は、「市原市をもっと良くしたい」という想いで活動する市民活動団体と市民をつなぎ、市民活動の活性化と、ひとの活躍を目的に実施するスマートフォン等を活用したポイント制度です。

みんなの「ちょっと」した想いや行動の積み重ねで団体を応援し、地域の課題解決やまちの変化につなげていき、市原ファンで溢れるまちを目指します。

利用者は、市民活動団体の公益的な活動や市のイベントへの参加、イチ推し協力店(以下、協力店という。)への来店などでポイントを貯めることができます。貯めたポイントは、応援したい団体へ寄付できるほか、市の魅力商品や協力店でのサービスと交換できます。

協力店は、市から交付された二次元コードを店内に掲示することで、利用者に来店ポイントを付与することができます。

2 協力店のメリット

- (1) 協力店として市ウェブサイトなどで紹介され、イメージアップにつなげることができます。
- (2) 市ウェブサイト登録ユーザーや本制度の利用者を対象に、市 SNS 等で情報を発信します。市ウェブサイト登録ユーザーは 3 万人を超えています。
- (3) 協力店として提供いただくサービスを周知することにより、誘客が期待できます。

3 協力店になるとできること

- (1) 市が作成した協力店ステッカーやのぼりなどの提示
- (2) 本制度の利用者に、来店ポイントとして 50 ポイントを付与
- (3) 提供するサービス内容の決定、変更

※提供するサービスは、ポイント数に応じて設定することができ、所定の用紙を用いて届け出ることで、随時、変更や取下げができます。

4 応募要件

(1) 対象者

- ・市内に店舗等を有し、市内において活動を行う法人等であって、本制度の趣旨に賛同し、協力店として利用者に何らかのサービスを提供する事業者
- ・以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
 - ② 宗教上の組織又は団体
 - ③ 政治団体
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ⑤ その他市長が適当でないと認める者

(2) 提供サービス等

- ① 協力店は、利用者からのポイント交換の申し出に応じて、スマートフォン等の画面にてポイントの消費手続きを確認し、協力店が任意に定めて市が承諾したサービスを提供すること。なお、市からサービスに対する補填は行いません。
(例) ドリンクやお菓子、ノベルティなどのサービス
- ② 来店ポイントを実施する協力店は、利用者からのポイント付与の申し出に応じ、市から交付された二次元コードを読み取らせて、来店ポイントを付与すること。

(3) 二次元コードの管理

- ① 市から二次元コードが交付された事業者は、当該二次元コードを第三者に使用させたり、第三者が使用できる状態にしてはならず、不正使用を防止するために厳重に管理しなければなりません。
- ② 市から二次元コードが交付された事業者の故意または過失によって、二次元コードの不適切利用や不正利用が判明した場合、当該事業者は、速やかに市に報告する義務を負うとともに、市又は市が指定する団体その他第三者に生じさせた損害に相当する金額を補償するものとします。

5 申込方法

いちほら推し活制度協力店申込書を、メール、郵送または持参により、以下の宛先に提出してください。

【宛先】

〒290-8501 市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市役所第2庁舎4階
イチ推し事務局（市原市役所 市民生活部 地域連携推進室）

電話：0436-23-9851

メール：ichioshi@city.ichihara.lg.jp

※申込書の提出後、市ウェブサイト等で協力店を紹介するための写真の提供等をお願いする場合があります。

6 協力店の決定

協力店として決定すると、市ウェブサイトに掲載され、市から協力店ステッカー一等が送付されます。

7 登録の変更・廃止

イチ推し事務局（市原市役所 市民生活部 地域連携推進室）へ所定の手続きを行うことで、協力店の登録事項の変更や廃止、提供するサービス内容の変更や廃止を行うことができます。

8 遵守事項

- (1) 協力店ステッカーは、利用者が見やすい位置に掲示すること
- (2) 協力店ステッカーの複製や他人への譲渡・貸与するなどの行為をしないこと
- (3) 全てのサービスの廃止手続きをした場合は、協力店ステッカーは掲示しないこと
- (4) 市から二次元コードが交付された事業者は、管理を徹底すること
- (5) 来店ポイントを実施しなくなった場合は、速やかに市から交付された二次元コードを市へ返却すること
- (6) 協力店の登録を抹消した場合は、市から送付された協力店ステッカー等を市に返却すること